

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

多気町水環境再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

三重県多気郡多気町

3 地域再生計画の区域

三重県多気郡多気町の全域

4 地域再生計画の目標

多気町及び同町に隣接する勢和村は、三重県のほぼ中央部に位置しており、多気町は人口10,672人（平成17年4月1日現在）、総面積49.59km²で、勢和村は人口5,328人（平成17年4月1日現在）、総面積53.58km²である。なお、平成18年1月1日に多気町、勢和村は町村合併を控えており、新「多気町」となる予定である。

本区域には西から東へ蛇行しながら流れる櫛田川があり、その水系には佐奈川が流れ、これらの河川沿いに集落及び耕地が形成されている。

総面積の3割近くを占める農地は、米・麦栽培の他に、みかん、柿、伊勢イモなどの特産品の生産が行われている。主幹の農業用水として櫛田川を水源とした津田用水がある。また、景観と観光農業を取り入れた自然休養村「五桂池ふるさと村」をはじめ、のびのびパーク天啓、桜つつみ公園等、季節の植物や水辺などの自然環境を活かした個性的な公園整備を行っている。

なお、上水道は櫛田川水系の地下水を水源として全戸に給水しており、住民一人ひとりが「水」に対し深い関心と結びつきを持ちながら日常生活を送っている。

併せて、「清潔で美しいまちづくり」を推進するため、太陽光発電システムの普及にも積極的に取り組むとともに、ごみ対策については、分別収集、減量化、再利用に努めるなど、資源循環型社会の実現に向けた事業も展開しているところである。

しかし、近年では大型工場の進出や商業施設の立地等と都市化が進んできており、生活様式・食生活の多様化などに起因し、家庭から排出される生活雑排水が公共用水域へ流入し、水質保全が困難な状況になってきている。また、農業用排水路に流入した汚水が農業用水として反復利用されている地域では、農業生産にも悪影響を与える一因にもなっている。

従来生息していたメダカ、ゲンゴロウなどの水辺生物もすっかり減ってしまい、かつては子供たちが川で泳ぐ姿を目にすることもできたが、今はその面影もない。だからこそ、『自然にふれあい、自然から学ぶ』ような空間を再現していくことが、安心してゆとりを持てるまちづくりであると考える。

一方、生活形態の変化から都市型生活が浸透したことにより、住環境整備においても、清潔で美しいまちづくりの一環として下水道整備は必要不可欠な要素となってきた。

このような状況の中、多気町では平成2年度に多気町生活排水処理計画を策定し、生活排水の放流体系にあわせ、公共下水道事業と農業集落排水事業で、また個別処理が経済的な地域にあっては浄化槽により効率的かつ適正な整備の推進を図ってきたが、平成16年度末現在の汚水処理人口普及率は52.0%という現状である。

このため、汚水処理施設整備を一層推進し、生活雑排水の浄化による美しい自然環境の保全・再生や、生活様式の改善による人口の定住化、親水空間の回復を図ることにより地域の活性化を目指す。

目標1 汚水処理人口普及率を52.0%（平成16年度）から82.9%（平成21年度）に向上させる。

目標2 五桂池ふるさと村の入園者数を年間30万人から32万人に増加させる。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

多気町では、生活排水の放流先が櫛田川水系の地域を公共下水道事業で、その他の地域にあっては個人設置型浄化槽により整備を行い、効率的かつ適正な汚水処理整備を図ることで、生活環境の改善、公共性水域の水質改善に努める。

五桂池ふるさと村をはじめ、のびのびパーク天啓、桜つつみ公園などの交流施設の源は水であり、すなわちその「きれいな水」を再生することで、より一層の地域交流を深め、また農業を通じた交流連携を生かし農村の持つ多面的機能の維持を図り、地域の活性化に努める。

また、太陽光発電システムの普及に取り組み、ごみ対策についても減量化、再利用に努め、資源循環型社会の形成を目指していく。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを了している。なお整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道・・・平成17年3月1日に事業認可。

【事業主体】

いずれも多気町

【施設の種類】

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

【事業区域】

- ・公共下水道 多気町多気第5処理分区、多気第7-1処理分区、多気第7-2処理分区、多気第7-3処理分区及び多気第7-4処理分区
- ・浄化槽（個人設置型） 多気町のうち公共下水道及び農業集落排水整備区域を除く区域

【事業期間】

- ・公共下水道 平成17年度～19年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～21年度

【整備量】

- ・公共下水道 75～400 16,000m

・浄化槽（個人設置型）	75～400 16,000m					
	H17	H18	H19	H20	H21	計
5人槽	2基	7基	7基	6基	6基	28基
7人槽	4基	8基	8基	8基	8基	36基
10人槽	-	2基	2基	2基	2基	8基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり

公共下水道	1,412人
浄化槽（個人設置型）	240人

【事業費】

・ 公共下水道	事業費	680,000 千円 (うち交付金 340,000 千円)
	単独事業費	286,000 千円
・ 浄化槽 (個人設置型)	事業費	27,516 千円 (うち交付金 9,172 千円)
合計	事業費	707,516 千円 (うち交付金 349,172 千円)
	単独事業費	286,000 千円

5-3 その他の事業

(1) 資源循環型社会の形成

- ・「清潔で美しいまちづくり」を進めており、太陽光発電システムの普及にも取り組んでいる。またごみ対策についても、分別収集、減量化、再利用に努め資源循環型社会を目指す。

(2) 農村の多面的機能の維持

- ・農業を通じた交流連携を活性化し、広く都市住民などへ協力を呼びかけ農村の持つ多面的機能の維持を図る。

(3) 地元の資源を活用した観光振興

- ・五桂池ふるさと村、のびのびパーク天啓、桜つつみ公園などの資源を活用して観光の振興に努めるとともに地域の交流を深める。

6 計画期間

平成17年度～21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし多気町が状況を調査及び評価し公表する。また、必要に応じて事業の見直しを図るため、町において施設の整備状況等について評価、検討を行う。

なお、整備された污水处理施設については、水質検査、維持管理等が適切に実施されているか調査し、また、放流先河川の水質を計画前と終了後を比較調査し、適切な措置を図る。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし